

佐賀県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年五月二十六日から平成二十一年六月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三二二三号	佐賀市富士町大字大野字一本松七六七番四地先から 佐賀市富士町大字中原字小川五五〇番一地先まで 佐賀市富士町大字大野字一本松七一〇番一地先から 佐賀市富士町大字大野字一本松一〇六七番三地先まで	平成二一・五・二七